

議案第94号

和解について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号の規定により、「さいたま市立高砂小学校外162施設で使用する電気（令和4年1月～令和4年12月）」の電気需給契約に関し、下記のとおり和解をすることについて議決を求める。

令和5年2月24日提出

さいたま市長 清水 勇人

記

1 和解の内容

- (1) 乙は、甲に対し、和解金として103,443,758円を支払う。
- (2) 乙は、甲に対し、(1)の金員を、本和解が成立した日から起算して10日以内に、甲が指定する金融機関口座に振込む方法により支払う。なお、振込手数料は、乙の負担とする。
- (3) 乙が、(1)及び(2)の和解金の支払をしたときにはその支払日において、甲は本契約に関する一切の損害賠償請求権を放棄する。乙は、(1)及び(2)の支払を怠った場合、(1)の和解金額に加えこれに対する(2)の支払期限の翌日から支払済みまで年3%の遅延損害金の支払義務があることを認め、これを直ちに支払う。
- (4) 甲と乙は、和解書作成により本件が全て和解に至ったことを認め、甲と乙との間には、本件に関し、本和解条項に定めるほか、何らの債権債務がないことをそれぞれ相互に確認する。

2 当事者 甲

さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号

さいたま市

さいたま市長 清水 勇人

乙

東京都千代田区丸の内1丁目6番5号

株式会社ウエスト電力

代表取締役 中村 公俊

3 事件の概要

甲と乙が、令和3年12月27日に締結した「さいたま市立高砂小学校外162施設で使用する電気（令和4年1月～令和4年12月）」の電気需給契約について、乙の事業廃止に伴い電力供給を受けるこ

とができなくなったことにより、甲が被った損害の賠償を乙に求めた
もの